

浜岡原子力発電所 発電用原子炉設置許可申請書の記載内容変更届出について

2020年4月1日

当社は、原子炉等規制法(注)が改正されたことを受け、本日、浜岡原子力発電所 1～5号機の発電用原子炉設置許可申請書の記載内容変更について、原子力規制委員会へ届出をおこないましたのでお知らせします。

変更内容

原子炉等規制法の改正により、工事計画認可(詳細設計)および保安規定(運転、廃止措置)に適用する品質管理について、基本設計にあたる発電用原子炉設置許可申請書にも以下の事項として記載することが新たに規定されました。

・発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

これを受け、発電用原子炉設置許可申請書に、発電所の安全を達成、維持、向上させることを目的に「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」に基づき「品質マネジメントシステム」、「経営責任者等の責任」及び「資源の管理」等を記載しました。

注 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」といい、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制をおこなう法律です。

以上